

特定非営利活動法人茨城県防災士会 認定講師制度規則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款第40条の規定に基づき、特定非営利活動法人茨城県防災士会の認定講師について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規則は、当法人の講師として、必要な知識・技術など要望に的確に応えることを目指し、防災士の育成と減災・防災の協働社会実現に寄与することを目的とする。

(認定講師選考委員会の設置及び構成)

第3条 当法人に認定講師選考委員会を設ける。

- 2 認定講師選考委員会の委員は、理事長、副理事長、専務理事及び理事とする。
- 3 委員長は、委員会で定める。

(認定講師候補者の資格要件)

第4条 候補者は、下記の資格要件を満たす者とする。

- (1) 防災士として知識を有し、講師としての技術・技法に優れていること。
- (2) 日本防災士会及び当法人等が主催するスキルアップ研修会を履修していること。
- (3) プレゼンテーション技術及び能力があり、講演ができること。

(認定講師候補者の推薦及び承認)

第5条 理事及びエリア長は、第4条（認定講師候補者の資格要件）に該当する会員及び講師の希望意思を確認し、認定講師選考委員会へ推挙すること。

- 2 認定講師選考委員会は、推挙された候補者を検討し、承認後理事会に提案し、理事会の議決を受ける。
- 3 認定講師選考委員会及び理事会での議決は、原則全会一致とする。

(認定講師証の交付)

第6条 理事長は、次期総会で新任の認定講師の紹介を行い、認定講師証を交付する。

(認定講師の有効期間と更新)

第7条 認定講師の認定期間は、三年とし、特段の事情が無ければ更新を妨げない。

但し、更新は下記事由を考慮し、認定講師選考委員会が総合的に可否判断する。

- (1) 認定講師は、三年ごとに講師認定継続の意思を理事長に報告すること。
- (2) 認定講師は、必ず一任期間に1回メイン講師を努めること。

(認定講師の講演)

第8条 認定講師の講演は、下記のとおりとする。

- (1) 災害図上訓練DIG (Disaster Imagination Game)

- (2) 避難所HUG訓練「(Hinanzyo(避難所)、Unei(運営)、Game(ゲーム))」
- (3) 避難所・開設運営訓練
- (4) 地区防災計画推進
- (5) 学校防災(含む特別支援学校)
- (6) 防災グッズ製作(紙コップ、新聞スリッパ、段ボールベット、ロープワーク等)
- (7) 女性対象の研修(防災ダッグ、備蓄品のローリングストック方法等)
- (8) マイタイムライン事業(作成)

(認定講師の義務)

- 第9条 日本防災士会、総務省、消防庁、気象庁等のホームページから減災・防災に関する新たな情報、技法等の知識を得るなど、日頃から意欲的な自己研鑽に努めること。
- 2 認定講師選考時のレクチャーは、主に当法人の防災啓発活動メニューから選びプレゼンテーションを行うこと。
 - 3 講演は、受講者に応じた情報提供等に努め、プレゼンテーション技術の向上を目指し信頼を高めるよう努めること。
 - 4 認定講師は、防災のアドバイザー的存在であり、地域防災力向上を支援する存在として期待されていることを認識すること。

(認定講師の禁止・確認事項)

- 第10条 当防災士会作成の資料は、無断で変更しないこと。
- 2 写真掲載、文書の引用、転写等はそれぞれ肖像権、著作権、知的財産等に関連性があるので慎重に行うこと。
 - 3 自ら作成した講演資料は、必ず第三者及び当法人の点検を受け、慎重に行うこと。

(認定講師の資格喪失)

- 第11条 当防災士を脱会したとき。
- 2 本人から申請があり、認定講師選考委員会が認めたとき。
 - 3 認定講師の講演(第8条)又は義務(第9条)事項を果たせなくなったとき。

(専任講師の廃止)

- 第12条 専任講師制度を廃止し、対象講演のリーダーを設置し、運用を図る。
- 2 講演リーダーは日頃より自らの研鑽に励み、講演の依頼を受けた場合は、担当地区のエリア長と連携を密にし実施すること。

- 第13条 この規則は、理事会の決議により変更することができる。
- 2 この規則を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知し、次期総会で報告する。

付記

本規則は、令和3年3月21日より施行する。